

○住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業 費補助金（住宅に係るもの）交付規程

平成15年10月1日

平成15年度規程第56号

一部改正 平成17年2月17日 平成16年度規程第44号

一部改正 平成18年3月31日 平成17年度規程第65号

一部改正 平成22年4月 1日 平成22年度規程第1号

（目的）

第1条 この規程は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成14年法律第145号。以下「機構法」という。）第15条第1項第5号の規定に基づき、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）が行う、経済産業省からの住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（先導的システム支援事業）交付要綱第3条に基づく住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（住宅に係るもの）（以下「補助金」という。）の交付手続き等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 機構が行う補助金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、機構法、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成15年経済産業省令第120号）、住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（先導的システム支援事業）交付要綱（平成22・01・15号財資第2号。以下「要綱」という。）並びに独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書（15度新エネ総第1001004号）に定めるところによるほか、この規程の定めるところによる。

（交付の対象）

第3条 機構は、住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業（住宅に係るもの）（以下「補助事業」という。）の実施に必要な費用のうち、別表に掲げる補助対象費目の範囲内で適当と認める費用（以下「補助対象費用」という。）について、予算の範囲内において、当該補助事業を行おうとする者（以下「補助事業者」という。）に対し、当該補助対象費用の一部に充てるため、補助金を交付する。

(補助金の額)

第4条 前条に規定する補助金の額は、補助対象費用の合計額の3分の1を限度とする。

(公募及び公募方法)

第5条 機構は、予算の範囲内において、補助事業者を公募する。

2 公募は、受付期間を定めてこれを行う。

3 機構は、補助事業者に対し、様式第1による補助事業申込書に機構が指示する書類を添付して、提出させるものとする。

(予約者決定の通知)

第6条 機構は、補助事業申込書を受付けた後、その内容が適正であると認められる補助事業者（以下「予約者」という。）に対し受理した旨を通知するものとする。

(工事着工届出書の提出)

第7条 予約者は、前条の通知を受けたときは、機構が定める期日までに様式第2による工事着工届出書を機構に提出しなければならない。

2 予約者は、前項の工事着工届出書を機構が定める期日までに機構に提出しなかったときは、当該補助事業申込みにより得た権利は失効する場合がある。

(工事の完了)

第8条 予約者は、機構が定める期日までに、対象工事（設備の設置を含む。）（以下「工事」という。）を完了しなければならない。

(計画変更の承認)

第9条 予約者は、工事の内容の変更を行うときは、速やかに様式第3による計画変更承認申請書を機構に提出し、その承認を受けなければならない。

2 機構は、前項の承認をする場合において、必要に応じ、条件を付することができる。

(事故の報告)

第10条 予約者は、工事において、事故その他の工事を妨げる重大な事由が発生し、予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合においては、速やかに様式第4による事故報告書を機構に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助事業申込み取り下げ)

第11条 予約者は、やむをえない理由により補助事業申込みを取り下げ工事を中止しようとするときは、速やかに様式第5による補助事業申込取下承認申請書を機構に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付の決定)

第12条 予約者は、工事が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は機構が定める期日のいずれか早い日までに、様式第6による補助金交付申請書(兼工事完了報告書)を機構に提出しなければならない。

2 機構は、補助金交付申請書(兼工事完了報告書)を受理したときは、当該補助金交付申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付決定を行い、予約者に対して、様式第7による交付決定通知書をもって通知するものとする。

(補助金の額の確定)

第13条 機構は、前条の補助金交付申請書(兼工事完了報告書)を受理したときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

(補助金の支払)

第14条 機構は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。

(定期報告)

第15条 機構は、補助事業者に対し、工事完了後3年間、当該住宅及び設備の性能等に関し、別に定める様式により報告を求めることとする。

(報告停止の承認)

第16条 補助事業者は、前条の定期報告を停止するときは、あらかじめ様式第8による定期報告停止承認申請書を機構に提出し、その承認を受けなければならない。

(手続)

第17条 補助事業者は、第5条第3項の補助事業申込書及び添付書類、第7条第1項の工事着工届出書、第9条第1項の計画変更承認申請書、第10条の事故報告書、第11条の補助事業申込取下承認申請書及び第12条第1項の補助金交付申請書の手続の代行を、工事を実施する者(以下「手続代行者」という。)に対し依頼することができる。

- 2 手続代行者は、依頼された手続きを誠意をもって実施するものとする。
- 3 補助事業者及び手続代行者が機構に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはならない。
- 4 機構は、補助事業者及び手続代行者が偽りその他不正の手段により手続を行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、予約者決定の取消し、及び交付申請の却下を行うことができるものとする。この場合において、機構は、機構の所管する契約の全部又は一部について一定期間指名等の対象外とすること、並びに補助事業者の名称、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表することができるものとする。

(協力)

第18条 機構は、補助事業の適正かつ円滑な運営を図るため、必要があるときは補助事業者及び手続代行者に対し、協力を求めることができるものとする。

(財産の管理等)

第19条 補助事業者は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省第255号）を勘案して、経済産業大臣が別に定める期間、当該住宅及び設備を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。この場合において、補助事業者は、天災地変その他の補助事業者の責に帰することのできない理由により、当該住宅及び設備が毀損又は滅失したときは、その旨を機構に届け出なければならない。

- 2 機構は、補助事業者が当該住宅及び設備を処分することにより、収入があり又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部を機構に納付させることができるものとする。

(財産の処分の制限)

第20条 補助事業者は、経済産業大臣が別に定める期間内において、当該住宅及び設備を処分しようとするときは、あらかじめ様式第9による処分承認申請書を機構に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 機構は、前項の承認をする場合においては、必要に応じ、条件を付することができる。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第21条 機構は、次の各号の一に該当する場合は第12条第2項の規定による交付決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 補助事業者が本規程に違反した場合
- (2) 補助事業者が補助金を工事以外の用途に使用した場合

- 2 補助事業者は、機構が前項の取消しを行った場合において、当該取消しに係る部分に対する補助金の交付を受けているときは、機構の請求に応じ、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。
- 3 補助事業者は、第16条及び第20条の規定により承認を受けて当該住宅及び設備に関する報告を停止し、又は当該住宅及び設備を処分した場合において、機構の請求があったときは、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。
- 4 機構は、前2項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
- 5 第2項及び第3項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(債権譲渡の禁止)

第22条 補助事業者は、第12条第2項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を機構の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

- 2 機構が第13条の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が機構に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知または承認の依頼を行う場合には、機構は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が機構に対し、債権譲渡特例法第4条2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承認の依頼を行う場合についても同様とする。

(1) 機構は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

(2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。

(3) 機構は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対

象債権の内容に影響が及び場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

- 3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、機構が行う弁済の効力は、会計事務の取扱いに関する機構達（平成15年度機構達第6号）第5条の規定に基づき、出納命令職又は出納命令職代理が支出の決定を行ったときに生ずるものとする。

（その他の必要な事項）

第23条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、機構が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から実施する。

附 則（平成16年度規程第44号）

この規程は、平成17年2月17日から実施する。

附 則（平成17年度規程第65号）

- 1 この規程は平成18年3月31日から実施し、平成18年度予算から適用する。
- 2 この規程の実施前に、住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（住宅に係るもの）交付規程（平成15年10月1日 平成15年度規程第56号 一部改正 平成17年2月17日 平成16年度規程第44号）により交付した補助金については、従前の例による。

附 則（平成22年度規程第1号）

この規程は、平成22年4月1日から実施する。

(別表)

住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（住宅に係るもの）
補助対象費目

補助対象費目	内 容
設 計 費	住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業（住宅に係るもの）の実施に必要な機械装置・建築材料等の設計費、システム設計費等
設 備 費	住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業（住宅に係るもの）の実施に必要な機械装置・建築材料等の購入、製造（改修を含む。）又は据付等に要する費用（ただし、当該事業に係る土地の取得及び賃借料を除く。）
計測装置費	住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業（住宅に係るもの）の実施に必要な計測装置の購入、製造、改造、借用、修繕又は据付等に必要なる費用
工 事 費	住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業（住宅に係るもの）の実施に不可欠な工事に要する費用
諸 経 費	住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業（住宅に係るもの）を行うために直接必要なその他経費（工事負担金、管理費（職員旅費、会議費等））等